

東広島市立豊栄中学校 生徒指導規程

この規程は、東広島市立豊栄中学校の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図るための自己指導能力を育成するものである。また安全で快適な学習環境を提供するよう、共通理解を図るためのものである。

1 学校生活に関すること

(1) 登下校について

- ① 自宅を出て、自宅に帰るまでを学校教育活動とする。
- ② 通学路を通行する。

(2) 通学・自転車の点検について

- ① 通学路は地区生徒会を設け、通学路の確認また通学路の安全について確認する。
- ② 定期的に自転車の安全点検を行う。

(3) 始業時刻及び下校時刻等について

- ① 始業時刻は、8時10分
8時10分教室入室、着席する。※これに遅れると遅刻とする。
- ② 下校時刻は、17時00分
※大会前2週間は、30分の練習延長を認める。

(4) 欠席及び遅刻等の連絡について

- ① 欠席、遅刻の場合は、8時00分までに保護者が学校に連絡する。
- ② 登校後、校外に出ることを禁止する。

(5) 学習について

教科担任が許可した以外の教科書及び学習道具は、家に持ち帰る。

(6) 服装・身なりについて

- ① 校内外の学習活動は、学校が定める制服（服装）を着用する。
- ② 休日に登校する場合も、制服・学校指定体操服を着用する。
- ③ 部活動の朝練習や部活動終了後の下校時の服装は、体操服でもよい。
- ④ 入学式・始業式・終業式・卒業式等の際は、服装を指定することがある。

【学校指定の制服・学用品ときまり】

制服	○ブレザー，スラックス，スカート ○カッターシャツ，ブラウス ○ネクタイ，リボン ○半袖ポロシャツ ◇ベスト，セーター	※カッターシャツやブラウスは，スラックス，スカートの中に入れる。
体操服	○トレーニングウェア，トレーニングパンツ ○半袖シャツ，ハーフパンツ ○体操帽子 ○体育館シューズ ◇ウィンドブレーカー	
その他	○通学用シューズ（白・紺） ○通学用バック ○スポーツバック ○名札 ◇通学用ヘルメット	※学校指定の名札を左胸部に装着する。但し装着は校内のみとする。

※制服の移行期間は設けない。冬服と夏服を自分の体調に合わせて着用する。

冬服：ブレザー，ブラウス・カッターシャツ（白），スカート，スラックス，リボンタイ，ネクタイ，ベルト（黒色・紺色），ベスト・セーター

夏服：半袖ポロシャツ，スカート，スラックス，ベルト

【指定でないものに関するきまり】

ベルト	黒・紺
靴下	白・黒・紺の無地（ワンポイント可） ※くるぶしが隠れる長さとする。
タイツ	ベージュ・黒・紺（無地）
エプロン	袖付き
給食帽・三角布	給食当番の際には着用する。
下着	無地で目立たない色のものを着用する。

※ 防寒対策として，登下校ではウィンドブレーカーを着用してもよい。

(7) 持ち物について

- ① 自分の持ち物には必ず記名する。
- ② 飲み物（水，お茶）を水筒に入れて持参してもよい。
- ③ 不要な金銭は持ってこない。

(8) 頭髪等について

- ① 安全性や機能性に考慮し、学習の妨げにならない髪型にする。
- ② 公共の場に適した、清潔感や好感が持てる髪型にする。
- ③ 染色，脱色，パーマ，カール，剃り込みは禁止。
- ④ 肩に髪がかかる場合は，ゴムで結ぶ。

(9) 装飾・不要物について

学校校内外における学習活動で不要な装飾をしない。また不要物を持ち込まない。

① 不要な装飾

マニキュア，化粧，タトゥー，ピアス，指輪，ネックレス，ブレスレット カラーコンタクト，ミサンガ等

② 不要な持ち物

携帯電話，スマホ，情報通信機器，カメラ，ゲーム類，マンガ，化粧品，整髪料，お菓子，装飾品，刃物類等

- ③ 薬用リップクリームは無色，無香料なものを使用してもよい。
- ④ 日焼け止めクリームは，無香料のものを使用してもよい。
- ⑤ 制汗シートは，無香料のものを使用してもよい。

(10) 校内の生活

① 時間について

ア 学校時程に合わせ5分前行動をとる。

② 更衣室について

ア 更衣室は更衣時のみ使用する。

イ ロッカーは，決められた番号のものを使用する。

③ 靴箱について

ア 靴箱は，決められたボックスを使用する。

イ 体育館シューズは，体育館前の下駄箱に保管し体育館内で履き替える。

④ 給食について

ア 給食当番はエプロン，三角巾等，マスクを着用して配膳を行う。

⑤ 掃除について

ア 掃除場所は，前期・後期で交替する。

⑥ 諸届について

ア 学割などの証明書が必要な場合は，所定の用紙で届ける。

(1 1) 本人が届けること

- ① 施設や物品（ガラスなど）を破損した場合。
- ② 所持品や金品を紛失した場合。
- ③ 拾得した場合。
- ④ 授業、部活動以外で学校の施設や備品を使う場合。

(1 2) 部活動について

- ① 設置された部に生徒の希望で所属し活動する。
- ② 欠席・遅刻・早退の場合は、活動開始までに顧問に連絡する。
- ③ 入部希望届を提出する。
- ④ 原則3年間続けられる部に入部する。

2 校外での生活に関すること

(1) 外出の場合について

- ① 夜間外出をしない。夜間外出をする場合は、保護者同伴とする。
- ② 遊興施設には、生徒だけでの入店を禁止する。

(2) 情報機器について

- ① 学校への情報機器(携帯電話等)の持ち込みは、禁止である。但し、必要な場合は保護者連携のもと許可する。
- ② 許可なく持ち込んだ場合は、学校預かりとし、保護者へ返却する。

3 特別な指導に関すること

以上の学校のきまりや、社会の法律、マナーが守れなかった場合は指導を行う。
悪質な触法行為を犯したり、守れない状態が継続したり繰り返される場合、また指導に従わない場合は特別な指導を行う。

※特別な指導とは

- ① 別室での個別指導
- ② 保護者との協議
- ③ 触法行為（暴力行為、いじめ、器物破損、喫煙、万引き、深夜徘徊、性非行等）についての市教育委員会、東広島警察署、こども家庭センター等の関係機関と連携した対応。

この規程は、令和5年4月より施行する。ただし、必要に応じて改訂していくものとする。